

姫路市医師会

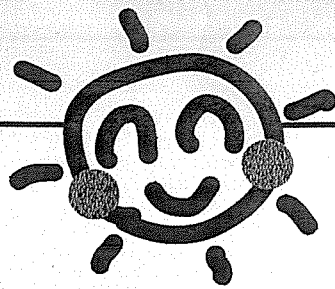
ほうもん かんご

訪問看護ステーションだより

居宅介護支援事業所

姫路市医師会訪問看護ステーション 姫路市西今宿三丁目7番21号 TEL079-295-3377

No.029 2008.10 発行



空も風も夜も、すっかりと秋のものになってきました。やはりこの季節は少し寂しげで静かです。しかし、世間は相変わらず落ち着き無く動いています。よく毎日これだけ騒動があるものだと思います。何かにとりつかれたように全てを求める私たち、使いきれないくらいの利益を得ようとする私たち、一体、その目には何が見えているのでしょうか。色即是空 空即是色 必死でつかんだと思った物が、手をのばせば何もなかったりするのかもしれないね。

姫路市医師会に

医療・介護連携検討委員会が設立されました

今、救急医療の問題点がクローズアップされていますが、救急患者の中には、在宅や介護型施設入所中に急変した患者さんも多数ふくまれています。一方急性期病院のベット数には限りがあるため、新たな救急患者用の空床を確保するには急性期を脱した患者さんに自宅や回復期・療養型・介護施設へ転院していただく必要があります。しかし、医療機関や施設間の情報交換がうまく行われているとはいえず、スムーズな患者さんの受け渡しは個人的な繋がりによっているのが現状です。

限られた医療・介護資源の中、姫路市民が安心して暮らせる体制を作るためには、医療・介護を担う機関がお互いの情報を共有し、急性期医療から回復期医療、療養期医療、介護、在宅医療に至るまで、地域内での連携を進める必要があります。そのことを目的として「医療・介護連携に関する検討委員会」が設立されました。

厚労省も連携についての重要性を考慮し、平成20年4月に新たな報酬改定が制定されました

I 退院時共同指導加算(点数の一本化) 6,000円

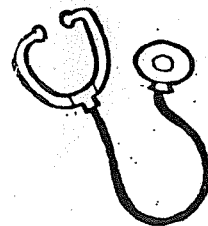
保健医療機関又は介護老人保健施設に入院中又は入所中で、訪問看護を受けようとする患者に対し、退院又は退所にあたって、当該主治医等とステーションの看護師等が共同して、在宅での療養上必要な指導を行った場合

II 在宅患者連携指導料 900点(月1回)

在宅患者連携指導加算 3,000円(月1回)訪問看護療養費
在宅患者連携指導加算 300点(月1回)在宅訪問看護・指導料

医師等が、在宅での療養を行っている患者を訪問して、患者の利用する医療サービス、福祉サービスの情報を集約した上で共有し、療養上必要な指導及び助言を患者又は家族に行った場合の評価の新設

III 患者の急変時に際し、主治医が患者を訪問し、関係する医療従事者と共同で一同に会しカンファレンスを開催し、診療方針等について話し合いを行い、患者に指導を行った場合の評価も新設されました。 詳細な資料が必要な方はステーション迄ご連絡下さい。



●●● 皆で協力して私達の地域医療を守っていきましょう ●●●

急病センター受診についてお願い

■急病センターは休日・夜間等の急病に対する施設です。夜間診療所ではありません。

「昼間 あるいは 数日前 から具合が悪かった」と訴える方が多いようです。「身体の調子がおかしい」と感じたら「かかりつけの医師」または「近隣の医療機関」の診療時間内に受診してください。また、「仕事の都合で昼間は受診できない」「昼間は混んでいるので受診したくない」「仕事の前に受診したい」「医療相談がしたい」等で急病センターを利用される方が増えています。一刻も早い受診を必要とする急病の患者さんの迷惑となりますので正しい利用をお願いします。

■急病センターは一時的に痛みの軽減、解熱効果をあげる等の応急処置を目的としています。

原則として、投薬期間は通常1日分としています。診療を受けた翌日は必ず「かかりつけの医師」または「近隣の医療機関」で十分な治療や検査を受けてください。

■受診するときは診療に必要な情報を医師にお知らせください。

平熱と現在の熱、いつから具合が悪くなったか、薬によるアレルギーの有無、妊娠の可能性など。特にお子さまの場合は、身近な方の観察データが重要になります。

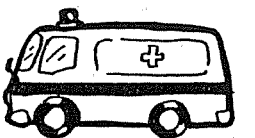
■受診するときは健康保険者証、医療受給者証(老人医療、乳幼児医療など)、受診料金などを忘れないでください。

医療受給者証がある患者さんは、必ず健康保険証と一緒に窓口提出して下さい。医療受給者証だけでは、健康保険の取り扱いとなりませんので、ご注意ください。



救急隊の出動件数は平成18年中には約524万回と10年間で55%増加しています。そのうち救急車で搬送された52%は入院の必要のない方でした。一方救急隊の数は10年間で約8パーセントの増加にとどまっています。その結果救急車が現場に到着するまでの時間は全国平均で約6.6分と10年間で約0.6分遅延してしまっています。このままでは真に救急を要する方への対応が遅れ救命率に影響が出るおそれがあります。

救急車の利用方法



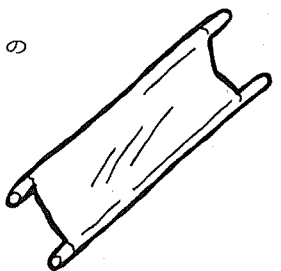
1 救急車を呼ぶときは・・・局番なしの119番

119番は、姫路市防災センターの消防指令センターにつながります。次のことを落ちついてはっきりと教えてください。

- ① 救急車に来てほしい場所(発生場所・町名・目録物等)
- ② 傷病者の状態(ケガや病気の症状・年齢・性別・持病・かかりつけ病院等)
- ③ あなたの名前と電話番号
- ④ 傷病者の呼吸や心臓が止まっている場合
消防指令センターから、電話であなたに応急手当を指導しますので、傷病者の救命に協力して下さい。携帯電話の場合電源を切らないでください。

2 救急車が到着したら

- ① 目標になる建物の前まで出て、大きく手をふって誘導して下さい。
- ② 傷病者の状態を説明して下さい。
- ③ 救急隊の指示に従って下さい。



もしもあのとき 遅れていたたら・・・

一秒に救われる、命があります。

緊急性がないのに、救急車を利用するひが増えています。このままでは、本当に救急車が必要なひを待たせる心配も出てきました。

皆さん自身の安心のために、救急車の適正な利用をお願いします。

救急車は ほんとうに 必要な時に!